

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、鹿沼市都市計画税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年7月2日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和6年3月31日

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市都市計画税条例の一部を改正する条例

鹿沼市都市計画税条例（昭和31年鹿沼市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項を附則第4項とする。

附則第6項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第5項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第11項とする。

附則第13項を附則第12項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13

項とする。

附則第 15 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 6 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 9 項、第 10 項及び第 12 項」を「附則第 8 項、第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 12 項」を「附則第 11 項」に、「附則第 13 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 16 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鹿沼市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。